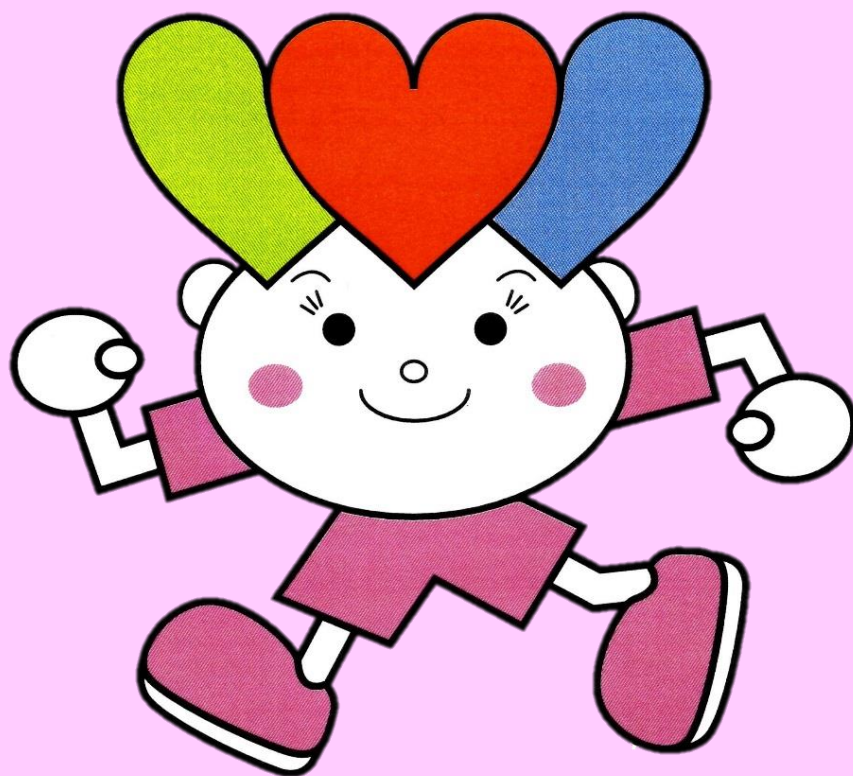


第4次地域福祉活動計画

平成29年4月～平成34年3月(5か年)

みとめ愛♡ ささえ愛♡ 心に花咲く 安芸太田



社会福祉法人 安芸太田町社会福祉協議会

CONTENTS (目次)

■第3次地域福祉活動計画による活動推進の振り返り	1
■計画の基本的な考え方	2
1) 計画の目的	
2) 基本構想テーマ	
3) 基本構想内容	
4) 実施期間	
5) 重点目標	
■安芸太田町社協小地域福祉活動事業イメージ図	3
■地域福祉圏域の設置と大柱計画内容について	4
■基本計画	
1 人づくり	5
2 場づくり	6
3 活動づくり	7
4 つながりづくり	8
5 組織づくり	9
■安芸太田町社会福祉協議会地域福祉をすすめる会	10
■参考資料	11

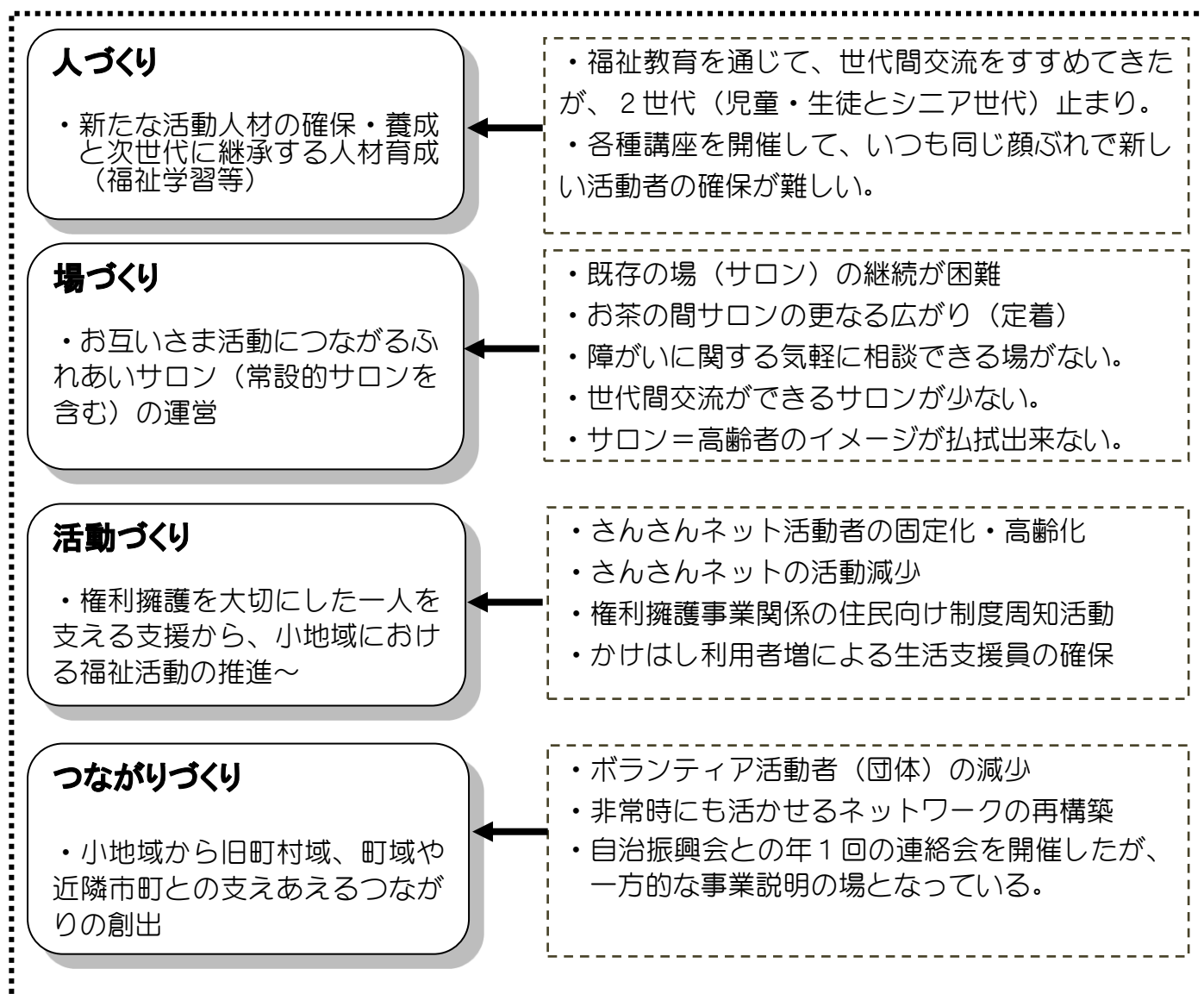
■第3次地域福祉活動計画による活動推進の振り返り

第3次地域福祉活動計画（平成24年度～平成28年度の5ヶ年）

～みんなでつくろう！支えあう 安芸太田のまち～

- ◇計画実施主体 地域福祉をすすめる会（社協役職員で構成）
- ◇取り組みの柱 人づくり・場づくり・活動づくり・つながりづくり
- ◇計画の見直し 平成26年度
- ◇情報の共有 通信発行（すすめくん通信5～7）

上記の計画を策定し地域福祉活動を推進した。それぞれの取り組みの柱に対する課題は次のとおり



これら各柱の取り組みにおける課題を受けて、それに対する方策等を検討し、更なる活動の展開として第4次地域福祉活動計画を策定しました。

～～ 計画の基本的な考え方 ～～

1) 計画の目的

- 1 住民が主役の地域福祉活動を推進
- 2 暮らし続けられる福祉のまちづくりを推進
- 3 町行政と両輪となり地域福祉を推進

2) 基本構想テーマ

みとめ愛 ささえ愛 心に花咲く 安芸太田

3) 基本構想内容

安芸太田町は広島県の北西部に位置する自然豊かな中国山地の山間にあるまちです。昔ながらの“人と人とのつながり”が強いまちです。平成16年の町村合併後、人口が約2200人減少し、すべての地域において過疎と少子高齢化と人口減少が進み、5年後には高齢化率50%以上の自治振興会が半数以上となる予測がされています。また、地域では生活困窮世帯等、既存の制度では解決が難しい深刻な生活課題や福祉ニーズが顕在化しています。

様々な課題がある中、住み慣れた「家」や「地域」で暮らし続けられる地域づくりの第一歩として、年齢・性別・障がいの有無に関わらず、まずは互いが「認めあう」ことが必要です。

認めあいと安芸太田町の良さである“人と人とのつながりの強さ”で、支えあえる福祉のまちづくりを基本構想に取り組みます。

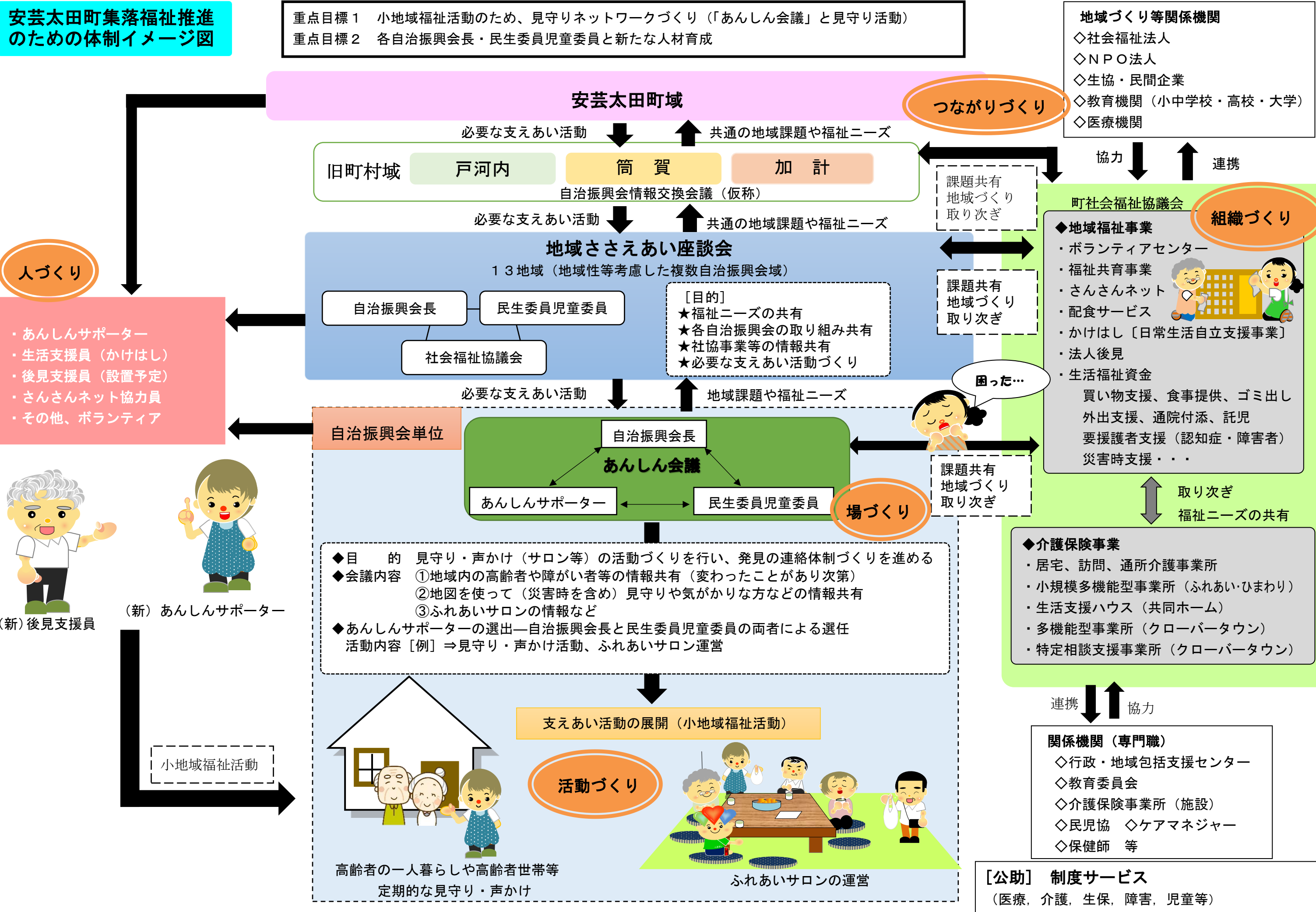
特に集落福祉を推進するため、定期的な「見守り・声かけ」とその状況を地域内で共有する「あんしん会議」を小地域内で組織して、ちょっとした変化にも気づける仕組みづくりと必要に応じて社協等の関係機関への情報提供ができるネットワーク（仕組み）づくりを中心に5か年を目途に推進していきます。

4) 実施期間

平成29年度～平成33年度（5ヶ年）

5) 重点目標

- 1 小地域福祉活動のため、見守りネットワークづくり（「あんしん会議」と見守り活動）
- 2 各自治振興会・民生委員児童委員と新たな人材育成
- 3 3世代（子ども・子育て世代・親世代）の交流をすすめ、地域のつながりを強化
- 4 住民福祉教育をすすめ、障がい・認知症などに対する理解者を増やす
- 5 町民が信頼できる組織づくり（財源確保・相談対応力向上・組織内連携）



地域福祉圏域の設定と大柱計画内容について

●重点住民福祉教育（障がい・認知症等への理解） ●ボランティア講座 ●権利擁護事業への理解（重点後見支援員の確保） ●被災者生活サポートボラネット	町村域
●お茶の間サロン ●さんさんネット（住民互助活動） ●災害時の要援護者支援体制 ●福祉共育事業（小中学校・高校）	旧町村域
●重点地域ささえあい座談会…複数の自治振興会単位（自治振興会長・民生委員児童委員） ↳自治振興会の取り組み、地域現状及び課題、その他情報共有	自治振興会域
●重点あんしん会議の組織化…自治振興会単位 ●重点あんしんサポーター設置—自治振興会長・民生委員児童委員と新たな人材育成 ↳役割：見守り・声かけと必要に応じて、民生委員児童委員への情報提供 ●ふれあいサロン運営	

大柱1 人づくり

◆地域での暮らしを支える人材育成
～住民福祉教育・権利擁護への理解・あんしんサポーターの育成～

あんしんサポーターの養成

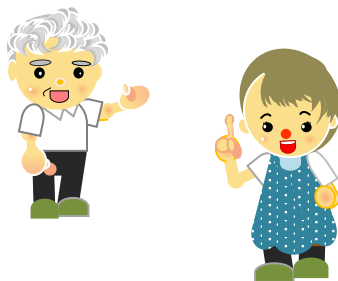
- ①自治振興会単位で、定期的な見守り・声かけ
- ②研修会の開催

権利擁護の理解促進

- ①研修会の開催
- ②生活支援員、後見支援員の設置 等

住民福祉教育の推進

- ①健康福祉まつり、シンポジウムの開催
- ②ふれあい体験学習の開催
- ③小中学校、高等学校での福祉共育事業の推進



大柱2 場づくり

◆地域での暮らしがより“あんしん”となるための場づくり
～気かけ合い・支えあえる福祉の拠点関係づくり～

小地域ささえあいの場づくりの推進

- ①地域ささえあい座談会の開催
- ②あんしん会議の設置推進

地域サロン活動の推進

- ①新規サロン立ち上げ
- ②サロン活動、お茶の間サロン活動の充実
- ③世話人の交流、養成
- ④当事者支援型サロンの推進

集落支援のための場づくり

- ①関係機関との定期的な協議の場の開催
- ②民児協定例会への参画



大柱3 活動づくり

◆地域の集う場（地域拠点）発の支えあいの活動づくり
～暮らしのちょっとした困りごとをみんなで支えよう～

小地域福祉活動の推進

- ①ささえあい活動の仕組みづくり
- ②見守り活動の推進
- ③世代間がつながる活動



さんさんネットの推進

- ①利用促進（PR）
- ②集いの場からニーズ把握
- ③関係機関との連携
- ④おたがいさんの元気作り



お茶の間サロンの推進

- ①世話人の話し合う場づくり
- ②お茶の間サロン定着
- ③関係機関への取り次ぎ
- ④新規お茶の間サロンづくり



大柱4 つながりづくり

◆小地域～旧町村域～町域～町外の重層的なネットワークづくり
～あんしん安全な地域づくりのためのつながりづくり～

小地域のつながりづくり

- ①「地域ささえあい座談会」の開催
- ②旧町村域の関係機関とのネットワークづくり
- ③旧町村域の災害時を想定したネットワークづくり
- ④あいさつ運動 等



町域～町外域のつながり

- ①児童・生徒と自治振興会等との交流会等の開催
- ②ボランティア連絡会（ぬくぬくネットワーク安芸太田）の開催
- ③被災者生活サポートボラネットの推進
- ④大学・企業・NPO 法人等とのつながりづくり 等



ボランティアセンター機能充実

- ①ボランティアバンクの整備
- ②コーディネートの実施



大柱5 組織づくり

◆町民と共に地域福祉推進していくため、組織体制基盤強化を進めます
～総合相談対応力の向上と地域福祉活動を支える財源の確保～

財源の確保

- ①会費・寄付の募集
- ②共同募金の獲得
- ③協賛広告等の収入確保



総合相談対応の強化

- ①各柱の相談窓口（機能）
- ②よろず相談対応
- ③困窮者支援
- ④職員の接遇研修
- ⑤施設・設備の有効活用



局内連携体制強化

- ①役職員研修の開催
- ②役職員協働の事業推進
- ③役員による相談取り次ぎ



地域での暮らしを支える人材育成～住民福祉教育・権利擁護への理解・あんしんサポーターの育成～

基本 計画 (大)	新規 拡充	推進事項	推進方法	役割分担	実施年度					財源
					29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	
人 づ く り	新規	1. あんしんサポーターの養成		社協職員 自治振興会 民生委員児童委員	6 名 年 1 回	1 2 名	18 名	24 名	30 名	自主財源 共同募金
	新規	(1) あんしんサポーターの選出	・地域内の見守りや声かけなどを推進するために、自治振興会単位に自治振興会長と民生委員児童委員の両者の推薦による「あんしんサポーター」を選出する。							
	新規	(2) あんしんサポーターの研修会	・あんしんサポーターの活動を支援するため、年 1 回研修会を開催する。							
		2. 権利擁護事業の推進		社協職員 理事 評議員 行政 民生委員 介護・福祉 サービス事業者 大学・学生	年 1 回 若干名 随時					町補助金 後見報酬 県社協委託金 自主財源
	拡充	(1) 一人ひとりの権利を守る研修会の開催	・権利擁護事業に関する理解と利用促進するため、次の研修会を開催する ①成年（任意）後見制度に関すること。 ②福祉サービス利用援助事業かけはしに関すること。 ③生活困窮者自立支援に関すること。							
	拡充	(2) 権利擁護事業を推進する人材の養成	・権利擁護事業の推進するため、次の人づくりを進めます。 ①（1）の研修会を通じて、生活支援員の増員。 ②（1）の研修会を通じて、後見支援員の設置。							
	新規	(3) 生活困窮世帯の支援	・生活困窮世帯を支援するため、次の人づくりを進めます。 ①該当世帯等の子どもを対象にした学習を支援する人（元教員・大学生など）づくりを進めるため、近隣大学との連携を図ります。							
		3. 住民福祉教育の推進								
	新規	(1) 福祉や介護理解促進	健康・福祉まつりを開催し、町民が福祉・介護・健康に関する理解を深める場を提供する（年 1 回）。	地域住民 町内障がい福祉事業者 町内介護事業者 児童・生徒福祉課 健康づくり課 人づくり班員 社協職員 町内小中学校	準備会 年 1 回 年 3 回 加計 夏季 随時	実施	見直し	検討	検討	共同募金 自主財源 町補助金
		(2) 障がい・認知症・孤立などの理解促進	障がいや認知症に係る講演会やシンポジウムの開催により、住民理解を深める機会を提供する。							
		(3) ふれあい体験学習の実施	ふれあい体験学習を開催し、地域住民と町内の児童・生徒が世代間で関わり、この町の良さが実感できるように次のことを企画運営する。 ①障がいへの理解を推進していくため、NPO法人ひゅーるぽんと連携してサマーキャンプや雪あそびなどを開催する。 ②世代間交流や子ども同士の助け合いの大切さを感じるため、自治振興会と連携して大自然体験やサロン体験を開催する。 ③世代間交流するため、地域サロンへ子ども達が参加する機会を設ける。							
		(4) 福祉共育事業の推進	小中学校・高等学校での福祉共育事業の一環として、介護施設等での交流活動が行えるよう、相談調整やプログラムづくりを行う。							
		4. 地域福祉推進のための人材育成								
		(1) ボランティア講座等の開催	地域福祉推進のために、次の講座を開催します。 ①ボランティア（入門講座・ステップアップ講座）に関すること ②ふれあいサロン世話人およびサロン支援ボランティアの養成に関すること ③さんさんネット協力員確保に関すること ④その他、地域課題に応じたボランティア活動に関すること	社協職員 ボランティア サロン世話人 さんさんネット協力員 大学・学生	随時 随時					自主財源 町補助金
		(2) 町外ボランティアの確保及び養成	町域を超えた人材確保のため、近隣大学（地域連携室/ボランティアセンター）と連携し、ボランティア講座などのプログラム・実施する。							

地域での暮らしがより“あんしん”となるための場づくり～気かけ合い・支えあえる福祉の拠点関係づくり～

場づくり

基本計画 (大住)	新規 拡充	推進事項	推進方法	役割分担	実施年度					財源	
					29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度		
2		1. 小地域ささえあいの場づくりの推進		社協職員 自治振興会 民生委員児童委員 あんしんサポーター	全地区						自主財源 共同募金 町補助金
	(1) 地域ささえあい座談会の開催	・複数の自治振興会長と担当民生委員との「地域ささえあい座談会」を開催し、地域現状や地域課題などについて話し合う場づくりを進める。									
	(2) 旧町村での話し合う場の推進	・「地域ささえあい座談会」等で解決が難しい課題において、おおむね旧町村域で解決する仕組みづくりのために、行政や関係団体、企業などと話し合う場（協議体）を開催する。	随 時								
	(3) あんしん会議の推進	・自治振興会長・民生委員児童委員・あんしんサポーターで地域の気になる人・ことなどを定期的に情報共有する会議（場）を開催する。話し合うテーマは次の通り。 ①見守り（緊急時・災害時支援・見守りマップ作成を含む）に関すること。 ②地域課題解決（移動・買い物など）の取り組みに関すること。 ③集いの場（サロン）づくりについて ④その他			6 地区	12 地区	18 地区	24 地区	30 地区		
		2. 地域サロン活動の推進		社協職員 サロン世話人 自治振興会 民生委員児童委員 関係機関団体 シニアクラブ あんしんサポートリーダー	随時						
	(1) サロンの立ち上げ	・サロンの必要性について「地域ささえあい座談会」などで共有し、次の実施方法で新規サロンを立ち上げます。また実施地区にもより身近な場所でのサロン立ち上げをすすめる。 ①地域全体で関わり、主体的に活動するため各団体や地域キーマンに世話人を求める。 ②サロンの必要性を自治振興会・民生委員児童委員等地域リーダーへ伝える。 ③集会所・施設・空き家・自宅等など身近な拠点を活用し、集まり場の創出を目指す。									
	(2) サロン活動の推進と充実	・お互いが気かけ合える関係づくりを進めるため、次のとおり支援する。 ①世代間が交流できる場づくりとなるよう、自治振興会へ働きかける。 ②自治振興会へ働きかけ、民生委員児童委員等地域リーダーや世話好きな方をサロンへ巻き込む。 ④もてなし型からみんなが主役となれる協働型を推奨する。 ⑤誰もが参加しやすい内容を充実させる。（灯籠作り,小物作り,認知症予防,防犯,防災,陶芸等）	随時								
	(3) サロン交流の開催	①サロンの輪を広げていくために、サロン参加者同士の交流会を開催する。 ②シニアクラブとのミニミニ運動会を開催し、健康づくりや交流を促進する。 ③高齢者一人暮らしの閉じこもり予防のため、年1回のお出かけ会を開催する。			年1回						
			年1回								
			年1回								
	(4) お茶の間サロンの推進と充実	・誰もが気軽に立ち寄れる居場所づくりをすすめるため、お茶の間サロン利用者の拡大やサロンで把握した生活課題について共有・協議する運営協議会を立ち上げ、地域の中核的な拠点をめざし、自治振興会や地域包括支援センター、民生委員児童委員など協働し、新たな住民互助活動の展開を目指す。	随時								
	(5) 当事者支援型サロンの推進	①食の確保・自立のため、一人暮らし等の男性を対象にした男性料理教室を行う。 ②気軽に悩みの相談ができ、孤独を防ぐため、子育てサロンの新規立ち上げと運営支援を行う。 ③移住者同士のつながりづくりを進めるため、U・I ターンの集いを地域づくり課と協働開催する。また新たな地域の担い手として、地域住民とのつながりづくりもあわせて行う。 ④新たな当事者支援型サロンを立ち上げ、仲間づくりと地域での暮らしを支える仕組みづくりを進める。			随時						
		3 集落支援のための関係機関との場づくり		社協職員 関係機関団体 民生委員児童委員							
	(1) 関係機関との連携	①小集落での支え合いの場づくりを進めるため、地域包括支援センター・福祉課・地域づくり課・集落支援員・JOCA などの関係機関などと定期的な協議の場を設ける。	月1回								
	(2) 民児協との連携	①毎月の民児協の定例会へ参加し、6 5 歳以上の独居高齢者等を対象にした「きずな便り」の配布を依頼する。 ②きずな便りを配布などした際に把握した生活ニーズを共有する	月1回								

地域の集う場（地域拠点）から支えあい活動の展開を目指して～暮らしのちょっとした困りごとをみんなで支えよう～

基本 計画 (大)	新規 拡充	推進事項	推進方法	役割分担	実施年度					財源
					29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	
活 動 づ く り	新規	1. 小地域福祉活動の推進		自治振興会 民生委員児童委員 あんしんサポーター サロン世話人 社協職員	全地区					自主財源 共同募金 町補助金
	新規	(1) 住民ささえあい活動の仕組みづくり	①住民支えあい活動の仕組みづくりのため、「地域ささえあい座談会」で地域課題の整理・共有を行う。 ②地域性に応じた新たな支えあい活動づくりのため、必要に応じ関係機関や町内外の商店や企業などと連携する。		随時					
	新規	(2) 見守り活動の推進	・自治振興会単位に「あんしん会議」で見守り活動を推進する。		6地区	12 地区	18 地区	24 地区	30 地区	
	新規	(3) 世代間がつながる活動づくり	・世代間がつながれる活動づくりとして、子ども会や子育てサロンへ呼びかけ世代間交流活動を通じて、地域内の住民同士のつながりをつくり、子育てしやすい環境づくりを行う。		随時					
	新規	(4) 地域の相談活動づくり	・地域内での相談支援活動につなげるため、困りごと解決ガイドブックを自治振興会長・民生委員・あんしんサポーター等へ配布する。		随時					
		2. さんさんネット事業の推進		社協職員 関係機関団体 おたがいさん 他市町社協	随時					
	拡充	(1) 利用促進	・事業理解と利用増のため、新規おたがいさん登録数増を目指し、地域支えあい座談会やサロン、町の行事へ参加し、事業周知を行う。		随時					
	拡充	(2) 地域の集い場を活用したニーズ把握	①生活・福祉課題などのニーズ把握のため、「地域ささえあい座談会」やふれあいサロン（お茶の間）、福祉共有などを活用する。 ②ニーズを取り次ぎ、ネット事業やお茶の間サロンなど住民支えあい活動や関係機関等の専門職へつなげる。 ③自治振興会長や民生委員児童委員、あんしんサポーター、世話人などが聞き取ったニーズを担当職員へつなげる。		随時					
		(3) 関係機関との連携	・コーディネートの幅を広げるため、生活支援に関わる事業所（シルバー人材、ヘルパー、NPO法人等）との連絡会を開催する。		年 1 回					
	新規	(4) おたがいさんの元気づくり	①おたがいさんの元気づくりやつながりづくりのために、定期的におたがいさんの情報交換会を開催する。 ②おたがいさんの意欲を高めるため、さんさんネット利用者のニーズやおたがいさんの意見に基づき、テーマ別研修会や他市町ネットとの交流会を開催する。 ③新規登録者確保のための講座を開催する。		月 1 回 必要に応じて 随時					
		3. お茶の間サロン(拠点発小地域の支えあい活動)の推進		自治振興会 あんしんサポーターリーダー 教育機関 関係機関団体 社協職員	月 1 回					
	新規	(1) 世話人テーブルの組織化	・地域の生活課題を解決したり、専門機関へつないだりするため定期的（月 1 回程度）なテーブルで話し合う。							
	新規	(2) 住民ささえあい活動の展開と相談取り次ぎ	①地域で把握した生活課題・福祉ニーズの解決のため、取り組みを着実にすすめられるよう計画を策定し、活動を展開する。(例：移動問題を解消すべく、あなたくの活用、乗合タクシーの試験的实施等を試みる。サロンでの会食会。買い物代行等の生活支援サービス。出張サロンなど) ②お茶の間サロンで把握した生活課題を解決するため、関係機関団体と協働し新たなささえあい活動を展開する。専門領域の場合は、関係機関へつなぐ。		随時					
		4. 若い世代の活動づくり		社協職員 近隣大学（生） 地域づくり課						
	新規	(1) 実践者との連携	・地域の若い世代（20～30代）が参加しやすい地域活動を、学生ボランティア、地域おこし協力隊を巻き込み、協議・提案していく。		随時					
		5. 社会福祉法人との地域公益活動づくり								
	新規	(1) 地域公益活動の展開	・平成27年度の社会福祉法一部改正に伴い、社会福祉法人は地域公益活動が責務化となったことから、社会福祉法人と地域住民がつながり、地域課題解決のための活動づくりを進める。	社会福祉法人 社協職員	随時					

小地域～旧町村域～町域～町外の重層的なネットワークづくり～あんしん安全な地域づくりのためのつながりづくり～

基本 計画 (大)	新規 拡充	推進事項	推進方法	役割分担	実施年度					財源
					29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	
つ な が り づ く り	新規	1. 小地域(との)つながりづくり		社協職員 自治振興会長 民生委員児童委員 子ども会	全エリア 準備					自主財源 共同募金 町補助金
	新規	(1) 地域ささえあい座談会の開催	・小地域とのつながりをつくるため、複数の自治振興会長・民生委員児童委員との「地域ささえあい座談会」を開催する。							
	新規	(2) 世代間のつながりづくり	・世代間交流を促進するために、町子ども会連合会と連携し、子ども会（または子育て世代）と自治振興会が協働する地域活動へ結びつける。			モデル地区				
		2. 旧町村域でのつながりづくり		担当職員 自治振興会長 民生委員児童委員 関係機関団体 福祉施設 NPO・企業 社協役員	旧町村 × 2 回 年 12 年 1 回 毎月 随時					
	新規	(1) 小地域を支えるネットワークづくり	1. (1) で明らかになった課題を解決に向けた取り組みを行うために、旧町村域の自治振興会や関係機関団体等とのつながりづくりを進め、助け合いのネットワークを構築する。							
	新規	(2) 小地域を支える関係機関等とのネットワークづくり	2. (1) のネットワークづくりを円滑にするために、定期的に集落支援員や福祉課・地域包括支援センター、地域づくり課、J O C A、生活支援コーディネーターとの情報共有を行い、各関係機関等のつながりづくりを進めます。							
	新規	(3) 災害時を想定したネットワークづくり	・非常時の住民互助の体制づくりと発災後の迅速な生活復旧の体制づくりのため、旧町村域において、自治振興会や関係機関・団体等との災害・減災をテーマに情報共有する会議を開催する。							
		(4) あいさつ運動の推進	・人と人とのつながりを強くするため、毎月第1月曜日をあいさつの日とし、街頭であいさつ運動を実施する。							
		(5) 個別支援のためのつながりづくり	・個別支援を進めるため、民児協定例会へ参加し、民生委員との連携を図る。（権利擁護事業・さんさんネット・生活福祉資金などの事業説明）							
		3. 町域でのつながりづくり		担当職員 教育機関 V連絡会 関係機関団体 福祉施設 NPO法人 企 業	随時 年 2 回 年 2 回					
		(1) 児童・生徒・学生とのつながりづくり	①地域の次世代を担う児童・生徒とのつながりづくりを進めるため、町内の小学校・中学校・高等学校を福祉共育推進校と指定し、各校区の自治振興会等と地域福祉活動や交流会等を行う。 ②新たなボランティアグループづくりを行うため、高校生や大学生とつながりを持ち、興味や関心を持つ内容を提案し、地域活動へ結び付ける。							
		(2) 町域ボランティア活動者・グループのネットワークづくり	・ボランティア連絡会（ぬーくぬくネットワーク安芸太田）と協働し、ボランティアグループや個人活動者が集い情報交換等し、つながりながら更なる活動展開が行えるように年2回程度の集いをサポートする。							
		(3) 被災者生活サポートボラネットの推進	①災害時には、町被災者生活サポートボラネットを立ち上げ、町内外のネットワークを活かして、被災地域の復旧支援から被災者の生活支援を行う。 ②災害時に特化することなく、平常時から機能するネットワーク構築をめざし、町域での被災者生活サポートボラネット推進会議を開催する。							
		4. 町外とのつながりづくり		担当職員 大学 NPO法人 企業 他市町社協	随時 随時					
		(1) 大学・企業・NPO法人などのつながりづくり	①近隣大学（ボランティアセンター・地域連携担当課）との関係づくりを行い、地域活動などへ参加を呼びかけ、町の応援隊としてボランティア登録を行う。 ②必要に応じて、企業やNPO法人とのつながりをつくり、新たな課題に対する活動やネットワーク構築につなげる。							
		(2) 県内ボランティア連絡会とのつながりづくり	他市町社協のボランティア連絡会（協議会）との交流等を行う。							
		5. ボランティアセンター機能の拡充		担当職員 自治振興会 企業 NPO法人	随時 随時					
		(1) ボランティアバンクの整備	・地域を担う次世代の人づくりとして、自治振興会と協力し、ボランティア活動者を増やしながら、ボランティアバンクの整備と充実を図る。							
		(2) コーディネートの充実	・ボランティア・NPO法人・民業・福祉施設や関係機関などのネットワークを活用し、課題解決に結びつける。							

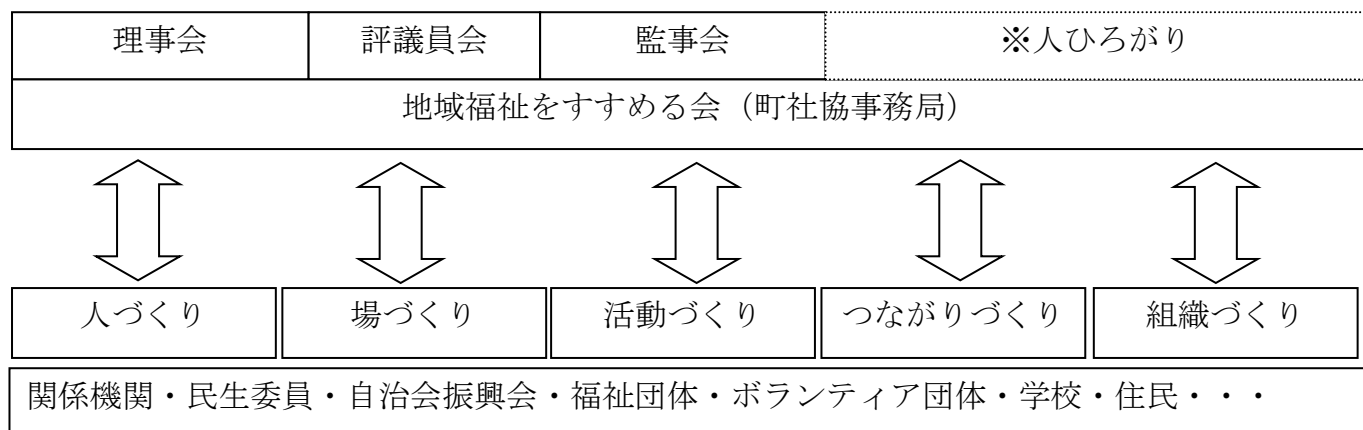
町民と共に地域福祉推進していくため、組織体制基盤強化を進めます～総合相談対応力の向上と地域福祉活動を支える財源の確保～

基本 計画 (大柱)	新規 拡充	推進事項	推進方法	実施年度					財源	
				29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度		
組 織 づ く り	5	1. 財源の確保		随時						
	新規	(1) 会員会費・寄付金募集	①「地域ささえあい座談会」や行事などがあるごとに社協活動をPRし、財源（会費・寄付金）確保に努める。 ②会費・寄付金の使途を周知徹底するために、社協だよりを活用する。 ③賛助会費の募集のため、社協だより等で企業・社会福祉関係機関・団体・施設等と呼びかける。 ④会費・寄付金の確保拡大に向けて、地域でどのように活用されているか効果的にPRする。							
	新規	(2) 共同募金の獲得	①共同募金への関心を高める取り組みをする。 ②共同募金運動に伴い、社協役職員や共同募金を活用して事業を実施している助成団体と共同でPR活動をする。 ③使途についても理解を深めるため、共同募金のしくみについて分かりやすく周知する。							
	新規	(3) 協賛広告料等の収入確保	・企業や福祉施設等に対し社協の広報紙やホームページを活用しながら、継続的に協賛団体を募るとともに、新たな協賛団体の確保に向けて積極的に募集する。	随時						
	2. 広報の充実		年6回						共同募金 自主財源	
	拡充	(1) 社協だよりの充実		①校正内容を広報部会員と職員が見直し、住民に見てもらえる広報づくりする。 ②住民の活動意欲を高めるために、地域福祉活動やボランティア情報、社協の福祉サービスなどの住民の生の声を定期的に発信する。						
	拡充	(2) 防災無線の活用		・行事開催のお知らせなど防災無線を活用して広く周知できるよう努める。	随時					
	新規	(3) インターネットの活用	・ホームページやブログ等を活用し、若い世代を含めた幅広い世代への情報を発信する。	随時						
	3. 総合相談対応の体制強化		月1回						自主財源	
	新規	(1)各柱の相談窓口(機能)		・地域の話し合う場（「あんしん会議」や「地域ささえあい座談会」等）や地域福祉活動（「お茶の間サロン」「さんさんネット」等）、また個別訪問支援（介護サービスを含む）や窓口対応等で把握した住民の困りごとについて、課内連携会議等で職員が共有・協議し、解決にむけた支援、関係機関へのつなぎを行う。						
	新規	(2)よろず相談対応		・窓口対応やくらしの総合相談や訪問支援した際など、相談に対して丁寧に対応し、関係機関や制度へつなぎます。	随時					
	新規	(3)困窮者支援		・自立支援のため、困りごとに対してつなぎ（障がい年金取得支援・貸付など）や伴走支援する。	随時					
		(4)職員の接遇研修の充実		・住民のみなさんがいつでも相談しやすい「窓口対応」と「訪問支援対応」の接遇マナー研修を開催する。	年1回以上					
	新規	(5)施設、設備の有効活用	・総合相談窓口体制強化のため、既存の施設設備を有効に活用する。	随時						
	4. 局内連携の体制強化		年1回以上 随時 随時 随時						自主財源	
	新規	(1) 役職員研修の開催		・役職員が制度や地域課題を共有し、その解決に資する事業への理解を深めるため、地域福祉をすすめる会等での研修を充実する。						
	新規	(2) 役職員協働による事業推進		・円滑な事業運営を図るため、役職員一人ひとりが各事業の目的を共有し、連携して事業を推進する。						
	新規	(3) 役員による相談取り次ぎ		・地域で困っている方を支援するため、役員も地域でアンテナをはり、必要に応じて事務局へつなぐ。						
	新規	(4) 本所・支所の業務連携強化	①事業を推進するにあたり、必要に応じて意見交換や情報共有を確実に行います。 ②業務推進方針の共有を行います。 ③地域福祉推進のために、定期的な介護サービス課と地域福祉課等の課間連携会議を開催します。	随時						
	5. 職員の資質向上		随時						自主財源	
	新規	職員の福祉専門職としての意識の向上		・県社協等の研修会を活用し、福祉専門職として、対人援助技術等の質を高めていくことにより、社協職員全体の資質向上を図る。						

安芸太田町社会福祉協議会地域福祉をすすめる会

1. 会の名称 地域福祉をすすめる会
2. 会の目的
 - (1) 地域福祉活動計画の推進 計画策定の関わりを大切にし、出来ることから取り組みます。
 - (2) 様々な社協活動をつなげ、福祉のまちづくりを総合的におこないます。
 - (3) 人をつなげ仲間を増やします。また新しい人材を求め、福祉のまちづくりを次世代へ総合的に伝えます。
3. 構成メンバー
 - (1) 理事監事評議員が中心となります。また、班で話し合い必要に応じて熱心な活動者へ参加してもらいます。
 - (2) 班編成をします。移動や、複数の班へ参加することも出来ます。
4. 活動
 - (1) 基本は、活動計画の推進です。計画の見直しも必要に応じて行います。
 - (2) 班ごとの最優先課題を取り組みます。
 - (3) 他の班の進捗状況を確認共有しながらすすめます。
 - (4) つながりを広げます。班同士が協働で取り組んだり、課題に対して、地域の活動者、関係団体と活動を協働で仕掛けます。
 - (5) 次世代の人づくりをします。次世代の新しい仲間へまちづくりをつなげます。
 - (6) 意見、提案を理事会へ反映します。
5. 役員
 - (1) 社協が事務局です。班ごと社協担当者を置きます。
 - (2) 班長、副班長を決め、互いに連携、相談しながらすすめます。

すすめる会のイメージ図



■第4次地域福祉活動計画策定までの流れ

◇策定メンバー 地域福祉をすすめる会（社協理事・監事・評議員・職員で構成）

◇オブザーバー 安芸太田町福祉課、広島県社会福祉協議会地域福祉課

◇策定の流れ

第1回地域福祉をすすめる会〔実施日6月28日〕

◇研修：地域福祉活動計画策定について

～集落を支援する福祉活動をすすめるために～

講師：広島県社会福祉協議会 地域福祉課

課長補佐 吉野篤史 氏

◇ワークショップ

①「町の良い所」②「暮らしの中の困りごと」

③「こんな町になったらいいな」



第2回地域福祉をすすめる会〔実施日7月26日〕

◇第3次地域福祉活動計画の振り返り

成果と課題整理

◇第4次地域福祉活動計画の標語について



先進地視察研修会〔実施日9月2日〕

視察先：下関市社会福祉協議会豊北支所

◇地域福祉コーディネータの取り組みについて

◇小地域福祉推進委員会の取り組み

◇その他



第3回地域福祉をすすめる会〔実施日10月26日〕

◇計画の方向性について

◇5つの柱ごとでの班会議



班会議（期間：11月～2月まで）

〔ひとづくり班〕2回 〔場づくり班〕2回 〔活動づくり班〕3回 〔つながりづくり班〕3回

〔組織づくり班〕3回

◇計画推進項目及び内容について

第1回のワークショップで出した意見をもとに、今ある課題と5年後に願う町の姿から「解決策＝計画内容」について、各班の大柱の観点から協議した。

第4回地域福祉をすすめる会〔実施日2月24日〕

◇計画内容の確認と質疑を含めた意見交換

◇標語の決定

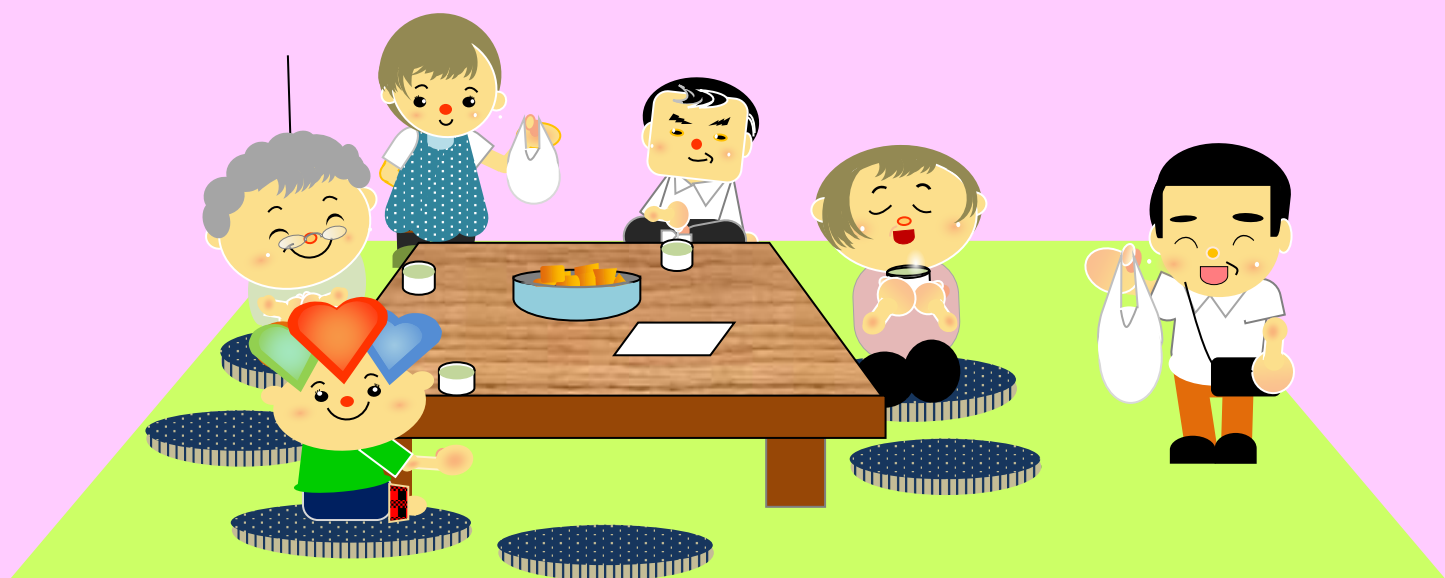
「みとめ愛 ささえ愛 心に花咲く安芸太田」



第4次地域福祉活動計画

みとめ愛 ささえ愛 心に花咲く 安芸太田

発行 社会福祉法人安芸太田町社会福祉協議会
〒731-3702
広島県山県郡安芸太田町大字中筒賀 2802 番地 5
筒賀福祉センター内
TEL 0826-32-2226
FAX 0826-32-2048
策定協力 社会福祉法人広島県社会福祉協議会



社会福祉法人 安芸太田町社会福祉協議会